

現場代理人の兼務に関する取扱いについて

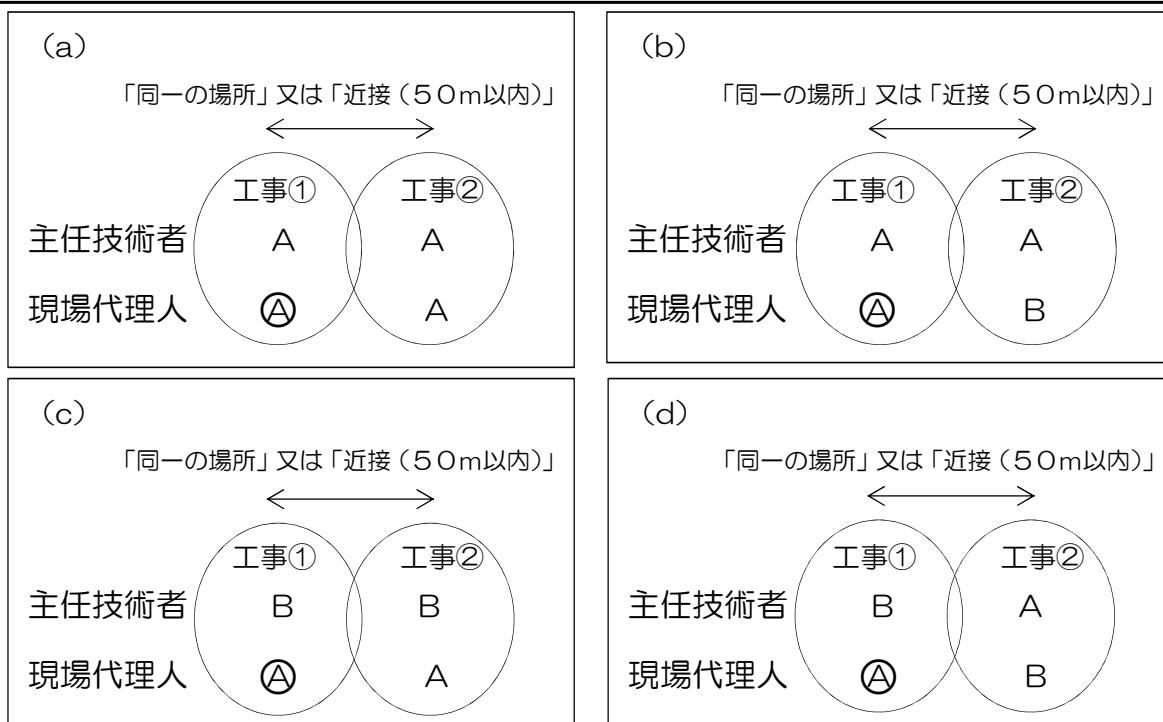
下松市が発注する工事の現場代理人については、次の（１）の要件のいずれかを満たすとともに、（２）の要件の全てを満たす場合、他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとしています。

以下、兼務できる要件を図によりお示ししますのでご参照ください。

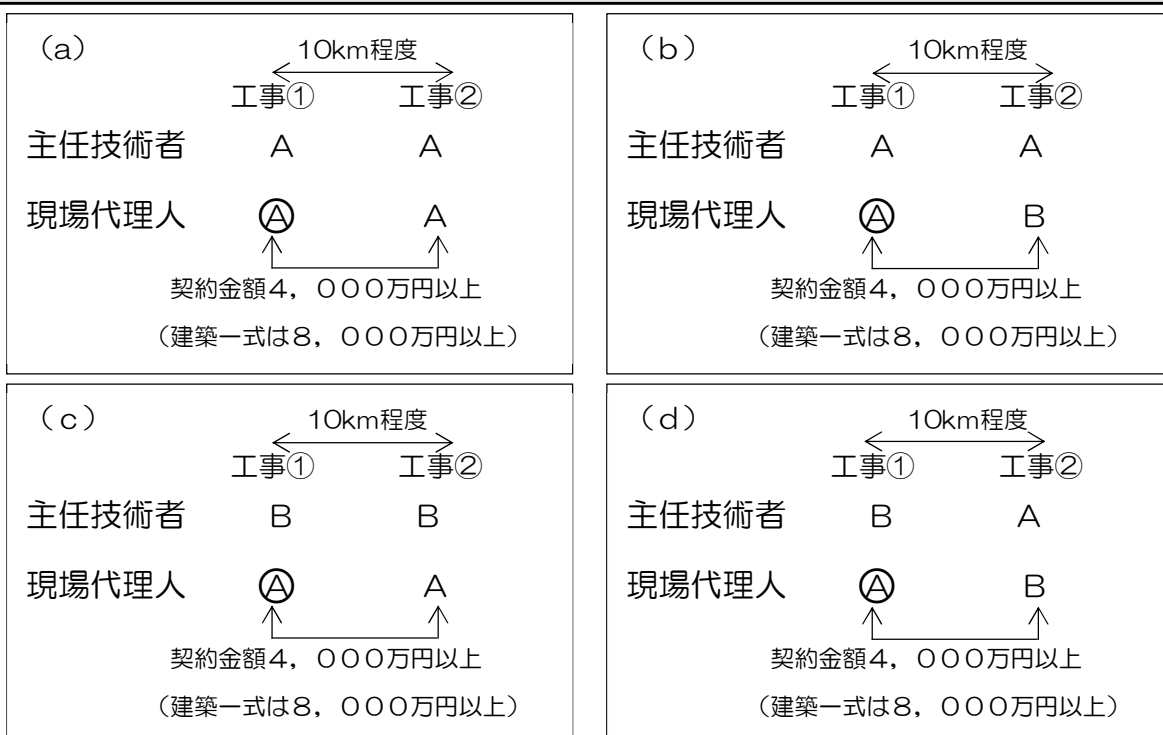
（１） 個別要件

※現場代理人 ㊤ の兼務できる要件を示しています。

ア 密接な関係にある２以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合



イ 建設業法施行令第２７条第２項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合



ウ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

(a)

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	A	A
現場代理人	Ⓐ	A	A
	↑	↑	↑
	契約金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		

(b)

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	A	A	A
現場代理人	Ⓐ	B	B
	↑	↑	↑
	契約金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		

(c)

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	B	C	D
現場代理人	Ⓐ	A	A
	↑	↑	↑
	契約金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		

(d)

	工事①	工事②	工事③
主任技術者	B	A	A
現場代理人	Ⓐ	B	C
	↑	↑	↑
	契約金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)		

(e)

	工事①	工事②	工事③	工事④
主任技術者	B	B	A	A
現場代理人	Ⓐ	A	A	C
	↑	↑	↑	↑
	契約金額4,000万円未満 (建築一式は8,000万円未満)			

兼務する工事の件数が
4件以上となる場合は
認められない。

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南土木建築事務所管内であること。

イ 兼務する先行工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと

兼務が可能な工事かどうか、工事現場の状況等によって個別に判断する必要がありますので、事前に監督員に確認をしてください。